

鎌倉市農業委員会 令和3年度 第8回総会 議事録	
日時	令和3年(2021年)11月26日(金) 15時25分開会
場所	鎌倉市役所本庁舎 4階 402会議室
委員名	1番 小川和己、2番 浜野清一、3番 石澤一英、 4番 市川幸子、5番 小泉紀久夫、6番 柏木博明、 7番 和田雅裕、8番 落合るみこ、9番 岡崎和彦、 10番 飯田正実、11番 平井保男、12番 郷原均、 13番 三橋義昭、以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・飯田担当係長・小田主事・名塚職員・酒井職員
欠席委員	なし
議長(平井会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、1番小川委員、2番浜野委員に願 いします。 次回の現況証明委員については、5番小泉委員、6番柏木委員に 願います。
議長(平井会長)	それでは、日程第1、報告第25号、農地法第4条第1項第8号の 規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告に ついて、3件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第1、報告第25号、農地法第4条第1項第8号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい て、着席して、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の 届出について、10月11日から11月10日までに受理し、処理した案件 について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の1から3ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1ページの番号1と、2ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3年10月27日に専用住宅へ転用のため、令和3年 10月18日に専決処分いたしました。 続きまして、1ページの番号2、3と、3ページの整理番号2、 3と書かれた案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 番号2については専用住宅へ、番号3については公衆用道路へ、 それぞれ令和3年11月1日に転用のため、令和3年10月25日に専決 処分いたしました。 以上3件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。

議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第26号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第2、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、10月11日から11月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料4から9ページまでをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 4ページの番号1と、6ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年1月1日に専用住宅へ転用のため、令和3年10月29日に専決処分いたしました。 続きまして、4ページの番号2と、7ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年4月1日に専用住宅へ転用のため、令和3年10月25日に専決処分いたしました。 4ページの番号3と、8ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3年11月11日に駐車場へ転用のため、令和3年11月8日に専決処分いたしました。 続きまして、5ページの番号4と、9ページの整理番号4の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3年12月1日に専用住宅へ転用のため、令和3年11月4日に専決処分いたしました。 以上4件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、議案第16号、日程第4、議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程

	第5、議案第18号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上3件について関連があるので一括して上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第3、議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第4、議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第5、議案第18号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上3件について関連案件ですので一括してご説明します。 お手元の送付資料の10～12ページの議案書、13、14ページの参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案第16、17号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 議案第18号は、ただ今ご説明した議案第16、17号の土地について、農業公社から[]に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 賃借料については、議案第16号の土地については、1平方メートル当り24円で、年間13,000円。議案第17号の土地については、1平方メートル当たり36円で、年間32,100円となっています。 今回の借受人である[]は、関谷、鎌倉山で農地を借受け、ぶどうの栽培を行っている横浜の[]の研修生として、約5年間ワイン用のぶどう栽培に従事していました。 これまで[]は一般企業に勤めながら、[]で研修生として農作業に従事していましたが、この度勤めていた会社を退職し、農家として独立するにあたり、[]が借りていた鎌倉山の農地と、新たに二か所の土地を借受け、就農しようとしているものです。 そのため、[]は新規就農といった扱いとなりますが、鎌倉市内で[]が借受けていた農地については、これまでも[]が良好に管理を行っていました。 また、これまでの従事状況について[]から書面にて報告を受けており、遊休農地30アールを自ら開墾し、ワイン用のぶどう5種類、3,800本の作付け、栽培、管理を行っていたことに加え、それに並行してワインの醸造技術も習得中で、収穫したぶどうを用いたワイン販売も行いたいとのことであり、農業に対する熱意があるとともに、農業経営に必要な一定の技術や知識経

	験を有していることも確認しております。 本総会でご承認いただいた場合には、将来的に■■■■■が借りている他の土地についても、■■■■■が借り受けることを想定しているとのことです。 農作業従事日数は年 200 日、世帯員含め 3 名で営農することを予定しています。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石澤委員から補足説明をお願いします。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。11月19日(金)午後1時30分より、平井会長、和田副会長、現況証明委員の市川委員と共に現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の耕作状況を確認したところ、良好に管理されており、今後借受人が耕作を行うにあたり、特段の支障はないものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
10 番(飯田委員)	議長。10番。■■■■■の年齢はいくつですか。また、営農人数 3 名とはどういう方々なのですか。
事務局(名塚職員)	議長。まず、年齢は52才です。また、3 名の内訳は、ご本人、奥様と、横浜の援農のNPOから雇用する 1 名です。
2 番(浜野委員)	議長。2 番。借り受ける金額で、1 平方メートルあたりの単価が違うのは、どういう訳ですか。
事務局(飯田係長)	議長。本来、単価は貸主と公社の間で1平方メートルあたりいくりにするかを調整、設定してから借主に繋ぐもので、自由に設定することができるものなのですが、多くは、年間の平均額として鎌倉市農業委員会が公表している「1平方メートルあたり24円」を採用しているのが現状です。ただ、今回36円としているのは、貸主の要望がありまして、それに対して、公社と借主が同意されましたので、鎌倉山の土地については「1平方メートルあたり36円」ということになったということです。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 まず、議案第16号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第16号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第17号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第17号は承認されました。

議長(平井会長)	次に、議案第18号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第18号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。諸般の報告1、農地法第5条第1項の規定による農地転用届出の受理通知書の訂正について、ご報告いたします。 お手元のA4横の資料、諸般の報告1参考資料をご覧ください。 本件は、令和3年9月総会にてご報告いたしました、報告第20号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、整理番号3の届出内容に誤りがあり、譲受人から受理通知書の訂正願があったものです。 内容といたしましては、届出があった譲受人の住所について当初横浜市の住所で届出があり、令和3年9月3日付で受理し、その後受理通知書を交付しましたが、11月1日に譲受人から申出があり、記載した横浜市の住所は仮住まいで住民票の住所と相違があることから、農業委員会が発行した受理通知書をもって登記ができない状況となっているとのことでした。 これについて、一連の顛末書及び受理通知書の訂正願の提出があったため、交付した受理通知書に記載された譲受人の住所を訂正し再交付いたしました。訂正後の住所につきまして資料に記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。 諸般の報告2、遊休農地解消対策実践活動についてご報告いたします。 11月10日(水)に、今年度7回目の実践活動を行いました。当日は玉ねぎの苗を植付けいたしました。作業に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。 12月の実践活動の予定は、12月9日(木)に、第8回目の実践活動を行う予定ですが、雑草等の繁茂状況により作業を行う必要がなければ中止とさせていただく予定です。 その際には12月2日(木)までに、個別に担当の委員の皆様に、ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。 なお、当日実施する場合はAグループの皆様、郷原委員、浜野委員には、ご協力の程よろしくお願いいたします。また、和田委員と交代で三橋委員、柏木委員と交代で飯田委員のご出席もお願いいたします。手広の圃場に午後1時30分現地集合で、午後3時30分頃までの作業としたいと思います。 当日が雨天の場合は13日(月)に延期とします。 なお、当日都合がつかない方は他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくようお願いいたします。 諸般の報告3、令和3年度神奈川県農業会議農政活動協力金(賛

助会費)の募金集めについてご報告します。

資料の配布はございません。

委員の皆さまにはお忙しい中、集金にご協力をいただきありがとうございました。今年度は合計214件、128,400円を集めることができました。前年度と比較しますと9件、5,400円の減少でした。

集計した協力金については11月9日に連合会へ振り込みました。

諸般の報告4、生産緑地地区の取得のあっせんについてご報告いたします。

本日配布しております諸般の報告4 参考資料①～③をご覧ください。

まず、生産緑地買い取り申出について、ご説明いたします。

市街化区域内の農地のうち、生産緑地の指定を受けている農地は、税制面で優遇措置を受けることができますが、建築等の行為は制限されることとなります。

この制限を解除できるのは、資料①の買い取り申出のフローに基づいて手続きを行い、市も農業者も買い取らなかった場合のみとなります。

買い取り申出は、フロー左上のとおり耕作者の死亡または故障による場合や、指定後30年を経過した場合のみ行うことができます。

なお、死亡または故障の場合は買い取り申出に農業委員会が発行する「主たる従事者証明」が必要です。

本件については、令和3年9月27日開催の農業委員会9月総会において承認され、10月5日付で主たる従事者証明を発行した案件です。

その後、令和3年10月18日に申出者から市長に買い取り申出が行われましたが、11月15日付で市としては申出地を買い取らない旨の決定をし同日付で申出者に通知しました。

生産緑地法第13条の規定には、「市長は、買取らない旨の通知をしたときは当該生産緑地において農業に従事することを希望する者がこれを取得できるよう、あっせんに努めなければならない。」とされていますが、生産緑地法第17条の2、「あっせんを行う場合は農業委員会に協力を求めることができる」旨、規定されていることから、令和3年11月19日付で当委員会にあっせんについての協力依頼があったものです。

生産緑地法第14条の規定により買い取りの申し出があった日から起算して3ヶ月以内、この場合1月17日までに所有権移転が行なわれなかった時、つまり誰も買い取らなかった時は、当該生産緑地の行為の制限は解除されることとなります。

農地の購入は農業委員会での手続きが必要であり、本件については12月10日までに農業委員会へ申請を行う必要があるため、対象地の購入希望の情報がありましたら、あらかじめ事務局へご連絡いた

	できればと思います。 なお、JAに対しても市農水課を通してあっせんについての協力依頼を行う予定です。 最後に12月総会の日程についてです。 今回は12月24日(金)15時30分から、市役所本庁舎4階402会議室で開催します。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和3年度第8回総会を閉会いたします。ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 1番	小川 和己
議事録署名委員 2番	其野 清一